

事 務 連 絡  
平成 3 0 年 3 月 7 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局保育課

### 処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等（私立保育所に対する委託費及び地域型保育給付を含む。）に係る処遇改善等加算Ⅱについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日付け府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）文部科学省初等中等教育局長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「加算通知」という。）において、その取扱いをお示ししているところですが、処遇改善等加算Ⅱの平成 30 年度以降の取扱いについて、運用の見直しを予定しております。

下記のとおり、当該見直しの内容を予めお示ししますので、各都道府県におかれては、貴管内の市区町村、事業者等への周知をお願いします。

なお、見直しの内容の詳細については、追ってお示しする予定としておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の見直しについて

以下の①～③のとおり、処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の見直しを行うこと。

- ① 副主任保育士等の賃金改善のための加算額について、月額 4 万円の賃金改善を加算通知の「人数  $A \div 2$ （一人未満の端数切り捨て）」人の副主任保育士等に対して行った上で、残りの加算額については、従来は職務分野別リーダー等への配分を認めていなかったところ、職務分野別リーダー等に配分することを可能とすること。【別添資料中改善点 1 参照】
- ② ①により職務分野別リーダー等に配分を行う場合には、職務分野別リーダー等の賃金改善のための加算について、以下のとおり見直すこと。

- ・配分人数について、従来は加算通知の「人数B」に固定されていたところ、加算通知の「人数B」を超えてもよいこと
- ・また、賃金改善額については、従来は月額5千円に固定されていたところ、副主任保育士等に対する賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲内で月額5千円を超えてもよいこと

【別添資料中改善点2参照】

- ③ 処遇改善等加算Ⅱの加算額については、同一事業者内の施設・事業所をまたぐ配分を認めていなかったが、2022年度までの時限措置として、処遇改善等加算Ⅱによる加算額の総額の20%については、同一事業者内で施設・事業所をまたぐ配分を可能とすること。【別添資料中改善点3参照】

別添資料で示しているものは、定員90人の保育所の場合での例示であり、加算対象者の人数や配分方法については、各施設の規模、利用児童の年齢構成等により異なることに留意すること。

- (※) 例えば、定員30名（公定価格上の職員9名（園長及び主任保育士を含む）の保育所モデル（副主任保育士等の賃金改善のための加算額8万円（4万円×2人）、職務分野別リーダーの賃金改善のための加算額5千円（5千円×1人））の場合では、
- ・4万円の賃金改善を行う副主任保育士等が1人以上
  - ・副主任保育士等の配置が1人以上
  - ・職務分野別リーダー等の配置が1人以上
- となる。

今般の配分の見直しにより、1人の副主任保育士等に4万円の賃金改善を行った場合、残りの加算額（4万円）については、職務分野別リーダー等に配分することが可能となる。

定員規模に応じた処遇改善等加算Ⅱの対象人数の例については、別添資料4ページを参照すること。（金額は全て月額）

なお、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所について、同様の見直しを行うこと

## 2. 加算通知の「別に定める研修」について

### (1) 「別に定める研修」の受講の必須化について

処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件を課さないこととすること。研修に係る要件の2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、判断すること。

各都道府県におかれては、2022年度からの研修に係る要件の必須化を目指し、保育士等キャリアアップ研修の実施に計画的に取り組むとともに、各事業所におかれては、職員の研修受講に取り組まれないこと。

### (2) 都道府県における保育士等キャリアアップ研修実施計画の作成について

研修に係る要件の必須化を目指すに当たり、保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備を計画的に進めていく必要があることから、各都道府県に対しては、2018年度から2021年度までの4年間の分野別の研修実施計画の作成を求めることを予定しており、追って通知すること。

**【照会先】**

(処遇改善等加算に関する事)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付  
代表 03-5253-2111 (内線 38344、38347、38351)

(幼稚園に関する事)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
直通 03-6734-2714

(保育所に関する事)

厚生労働省子ども家庭局保育課  
代表 03-5253-1111 (内線 4855)